

2017年8月18日

石狩市長  
田岡 克介 様

一般社団法人北海道自然保護協会  
会長 在田 一則

### 石狩湾新港周辺に集中的に計画されている4事業者の大型風力発電事業 についての要望

北海道自然保護協会は去る8月9日に秋元克広札幌市長に対して、添付の要望書「石狩湾新港周辺に集中的に計画されている4事業者の大型風力発電事業による札幌市民への健康影響についての要望」および添付資料を提出いたしました。

この要望書に関連して貴職に下記のことを要望いたします。

福島第一原子力発電所による大災害以降の我が国のエネルギー事情を考慮すると、風力発電などを含む再生可能エネルギーの利用が必要なことは理解できます。しかし、風力発電事業開発において自然破壊や深刻な健康被害の例が国内外で多数知られており、事業開発にあたっては個別にそれらによるデメリットを十分に検討しなければならないことは言うまでもありません。

その点で、私たちは、現在我が国で行われている風力発電事業業が引き起こす自然環境破壊や健康被害などの生活環境破壊に非常に大きな危惧を持っております。

ご承知のように、石狩湾新港周辺において、現在4事業者により単基定格出力が3,200kW～4,000kWの大型風力発電施設46基の建設が着工あるいは着工予定になっております。石狩市・小樽市・札幌市の人口200万人を超える大都市圏近くでこれほど大規模な風力発電施設が建設される例は国内ではほとんどありません。

そのため、北海道により「すぐれた自然地域：石狩海岸」と認定されている石狩海岸の砂浜・砂丘における自然生態系に与える重大な悪影響とともに、本道人口の約40%を占める人口密集地の住民の生活環境や健康への影響がおおいに危惧されます。

当協会は、石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会および銭函海岸の自然を守る会などとともに、4事業者による環境影響評価方法書および準備書に対して石狩浜の自然や周辺住民の生活と健康を守る立場から多くの意見を提出してきましたが、まったく無視されてきました。

石狩コミュニティウインドファーム事業にいたっては、2015年11月24日に出された同事業の環境影響評価準備書に係る知事意見において、「区域及びその周辺には、風力発電設備設置予定位置のごく近傍も含め事業場が多数立地しているほか、区域の周

辺には多数の住宅が存在しており、本事業の実施による低周波音及び超低周波音により、周辺住民及び近隣事業場就業者の健康への影響が相当程度に推定される。また、風車の影によるシャドーフリッカーにより近隣事業場就業者に不快感などの影響を及ぼすおそれが高い。このことから、本事業に関しては、対象事業実施区域の位置の変更、規模の大幅な縮小など、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすおそれのない計画への見直しが必要である。」と厳しく指摘され、「環境評価項目に関する調査、予測及び評価が不十分かつ不適切なこと、環境影響の回避又は低減を図るための環境保全措置に関する検討過程が明らかにされていないこと、グラフの誤掲載等の不備が多数見られることなど、上記実施要綱（注：風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱、平成24年6月6日、経済産業省資源エネルギー庁）が適用された事業であることを考慮しても、十分な内容ではないほか、一般に分かりにくく、信頼に足る図書となっていない。」と酷評され、さらに「地元市から本事業計画の環境保全措置等に関する住民等との相互理解が得られていないという懸念が示されている。」と指摘され、結論として「今後の事業計画の見直しにあたっては、これらの点についても十分配慮して取り組む必要がある。」と評されたにもかかわらず、「対象事業実施区域の位置の変更」は行わず、規模は単基定格出力3,200kWの風力発電設備を2基減らして7基にしたのみです。また「環境保全措置等に関する住民等との相互理解」はまったくないまま現在工事に入っております。

地元首長としては、知事意見をまったく無視するこのような所業は許せないのではないのでしょうか。

当協会が札幌市長に上記の要望書を提出したのは、これらの大規模風力発電施設により、石狩市全域や小樽市銭函地区の他に札幌市の手稲区や北区屯田地域においても住民への健康被害の恐れがあることが、札幌市長宛要望書に添えた資料4に示すように、最近の松井利仁教授（北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門）の研究により明らかになったからです。

当協会は、札幌市長に対し、石狩湾新港周辺における4事業46基の大型風力発電施設による札幌市民への健康影響（とくに低周波音・超低周波音による影響）について、札幌市として独自に調査することを求め、その際には関連する石狩市と小樽市、および北海道と緊密に連携して行うことを要望いたしました。

つきましては、石狩市は事業地であり、また添付の資料4に示すように、健康被害がもっとも深刻と考えられることから、健康被害について、札幌市への要望書に書きましたように、札幌市、小樽市、北海道と連携して調査を行うこと、また被害者が出た場合の対応について、施設の運用停止なども含めて、予防原則の立場から札幌市、小樽市、北海道と協力して、事業者と協議することを要望いたします。